

千葉県水道局中期経営計画 2011 事業等評価会議設置要綱

(目的)

第 1 条 千葉県水道局中期経営計画 2011 (以下「計画」という。)の事業等の達成状況等について、学識経験者等から客観的な評価を得、意見を聴き、計画の推進に資するため、千葉県水道局中期経営計画 2011 事業等評価会議 (以下「会議」という。)を設置する。

なお、本会議は、地方公営企業法第 14 条の規定に基づき設置される附属機関の性質を有しない。

(委員)

第 2 条 会議は、5 名以内の学識経験者等の委員で構成する。

2 委員は、水道局長が選任する。

3 委員を選任する期間は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(委員の所掌事項)

第 3 条 会議の委員は、計画に掲げられて水道局で評価を行った事業等、水道局長が要請したものについて、評価及び意見を述べる。

(座長)

第 4 条 会議に、座長を置き、座長は会議の進行を行う。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長に事故があるときには、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

(会議の運営)

第 5 条 会議は、水道局長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 会議は、この要綱の施行の日から平成 28 年度末までの間に限って設置する。

附則

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。